

徳島県規則第三十号

徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則の一部を改正する規則

徳島県緑の青年就業準備給付金給付規則（平成二十八年徳島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）」を「統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）」に改め、「又は中分類一二―木材・木製品製造業」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十条第二項の規定（「又は中分類一二―木材・木製品製造業」を削る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に研修計画の承認を受けた者について適用し、同日前に研修計画の承認を受けた者については、なお従前の例による。